

# 令和8年度共同運航実習船「翔洋丸」海事保安指導等業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度共同運航実習船「翔洋丸」海事保安指導等業務

## 2 目的

香川県立多度津高等学校及び大分県立海洋科学高等学校の生徒がハワイ沖マグロ延縄実習（ハワイでの寄港地活動を含む。）を行うにあたり、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）に基づき、共同運航実習船「翔洋丸」の国際航海船舶として必要な保安体制を円滑に維持させるため、海事保安の研修、訓練、操練の実施等における指導助言を含めた一体的な船舶保安コンサルティング業務を専門の民間業者に委託するものである。

## 3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 4 業務履行場所

多度津港（香川県仲多度郡多度津町）もしくは臼杵港（大分県臼杵市）

ただし、香川県停泊時の係留場所は別途入札により決定するため、多度津港から30マイル以内かつ香川県内の場所に変更となる場合がある。

## 5 業務内容

委託業務は、国際船舶・港湾保安法に関する次の業務とする。

### (1) 船員の研修

①保安演習 ※多度津港で7月実施（予定）

②乗組員トレーニング ※多度津港で7月と8月の2回実施（予定）

### (2) 船舶保安検査の立会い ※多度津港で8月実施（予定）

ただし、船舶保安検査に合格しなかった場合は、合格するまで船舶保安検査の立会いをすること。

### (3) 訓練、操練及び演習の企画立案に関する指導・助言

### (4) 内部監査実施計画書の作成・実施

### (5) 船舶保安規程(SSP)の見直しに関する指導・助言

### (6) 保安情報の提供

### (7) その他翔洋丸の国際航海に必要な指導・助言

## 6 経費

(1) 委託経費には、業務履行場所までの交通費を含むものとする。

(2) 乗組員トレーニング等、業務に必要な配布資料等の作成費用を含むものとする。

(3) その他本契約に必要な経費をすべて含むものとする。

## 7 業務履行にあたっての遵守事項

受託者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、事前に委託者から提出された委託業務の詳細に基づいて業務を履行するものとする。
- (2) 委託者は、委託業務の詳細を提出した後に変更が生じた場合には、速やかに受託者へ通知するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行が、委託した内容に沿うものでない場合は、受託者の行う業務の履行を中止することができるものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、委託業務の履行に伴い知り得た情報を委託期間終了後も他に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、委託業務に係る業務責任者を置き、業務責任者は円滑な履行を管理し、委託者との連絡にあたること。
- (3) その他本仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。